

郡山市電子入札マネージャー等設置要綱

令和5年5月15日制定

令和8年3月30日最終改正

[財務部契約検査課]

(設置)

第1条 本市の入札契約事務のDX化推進を目的に、電子入札の確実な執行のために電子入札マネージャー及び電子入札リーダーを置く。

(選任)

第2条 電子入札マネージャーは、次に掲げる部局長又は会計管理者若しくは行政センターの長（以下「部局長等」という。）が次項に規定する電子入札リーダーのうちから選任する。

- (1) 郡山市部設置条例（平成5年郡山市条例第38号）第1条に規定する部
- (2) 郡山市教育委員会事務局等組織規則（昭和40年郡山市教育委員会規則第5号）第2条第1項に規定する部
- (3) 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局

2 電子入札リーダーは、次に掲げる所属において、当該所属の課長補佐、次長又は副所長（当該職が複数置かれている所属にあっては、その職のうちから所属長があらかじめ指定する者）にある者をもって充てる。

- (1) 郡山市行政組織規則（平成6年郡山市規則第6号）第7条に規定する課、第8条に規定する会計課、第43条の2の2に規定する歴史情報博物館、第43条の3に規定する環境保全センター及び第43条の15に規定する総合地方卸売市場管理事務所
- (2) 郡山市保健所設置条例施行規則（平成9年郡山市規則第55号）第2条に規定する課及び第14条に規定する食肉衛生検査所
- (3) 郡山市教育委員会事務局等組織規則第2条第1項に規定する課及び同条第2項に規定する教育機関
- (4) 選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局
- (5) 郡山市議会事務局処務規程（昭和48年郡山市議会訓令第2号）第2条に規定する課
- (6) 郡山市行政センター設置条例（平成元年郡山市条例第39号）第2条に規定する行政センター

3 部局長等は、毎年度当初に電子入札マネージャー及び電子入札リーダーについて、契約検査課長に報告しなければならない。年度途中において、電子入札マネージャー及び電子入札リーダーに異動があったときも同様とする。

(統括)

第3条 電子入札推進担当は、電子入札マネージャー及び電子入札リーダーを統括する。

(職務)

第4条 電子入札マネージャーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 電子入札の推進における部局内調整に関すること。
- (2) 契約検査課との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子入札の確実な執行のために必要な事項に関すること。

2 電子入札リーダーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 所属内の電子入札案件の管理に関すること。

- (2) 電子入札マネージャーとの連絡調整に関すること。
- (3) 契約検査課との連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、電子入札の確実な執行のために必要な事項に関すること。
(支援等)

第5条 契約検査課長は、電子入札マネージャー及び電子入札リーダーに対し、電子入札の確実な執行のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。